

リカードウ『原理』第29章における公債制度論

若松直幸（神戸大学・院）

I はじめに

19世紀初頭のイギリスはナポレオン戦争の経費を支弁するために多額の国債発行を余儀なくされ、戦争終結後、多くの国民は国債償還のために課された重税に苦しまなければならなかった。こうした課税に関する諸問題には、経済学者デイヴィッド・リカードウ (David Ricardo, 1772-1823) も大きな関心を寄せていた。3分の1以上が課税論に充てられた彼の主著『経済学および課税の原理』(Ricardo 1951-73, I; 以下、『原理』と略記) では、一国の経済成長についての分析がその課題のひとつであったため、成長ないし資本蓄積を阻害する要因に大きな関心が払われるのも当然であった。

とはいえ、リカードウの関心は単に租税が資本蓄積を妨げることのみに向けられたわけではなかった。彼自身国家を運営するには最低限の収入が必要であることを認識しており (Ricardo 1951-73, VIII, 132-33 / 訳 150-51), そのために課税と国債のどちらの手段が国家にとってより望ましいかを検討しなければならなかった。

近年ではこうしたリカードウによる政府収入の徴収方法の比較と関連して、多くの論争が巻き起こっている。周知のように、納税者にとっては課税と国債の負担が等価となることを Barro (1974) は提唱するが、Buchanan (1976) はこうした課税と国債の等価に関する主張はすでにリカードウによって肯定的になされていたと指摘する。これに対し、O'Driscoll (1977) は等価定理がリカードウ自身によってけっして肯定的に捉えられてはおらず、その真の見解は課税と国債による負担が現実社会では不等価になることを示すと主張する。益永 (1999) はこれらの論争を背景に、リカードウの公債制度論に対して実際の数値例を用いる等、経済学史の側から一層具体的な接近を試みることによって、リカードウの見解を詳説する。

以上のようにリカードウの公債制度に関する研究は20世紀後半からそれまでも増して進展するが、リカードウの主張には依然として気になる箇所が存在する。彼は政府収入の徴収が課税制度によって実施される場合、納税者が政府への租税支払いのため民間借入れを行うと主張するが、本研究はこの民間の利子に関する論理がリカードウの主張を支える上で非常に重要な役割を担うと考える。これについてはこれまで必ずしも十分な言及がなされてはおらず、また『原理』第29章「生産者が支払う租税」にはこの論理に関する重要な見解が示されているが、両者の関係性についてはあまり指摘されてこなかった。そこで本研究では、第29章で展開される民間の利子に関する論理がリカードウの課税と国債に関する論理に対しなぜ重要となるのかを明らかにする。これを達成することで、われわれは同時に第29章が第17章「原生産物以外の商品に対する租税」の補論となることも示すことができる。なお、各考察にあたり本稿ではリカードウの『原理』初版・第2版・第3版、

1820 年に出版された『公債制度論』、『原理』初版出版時のリカードウと同時代人たちとの往復書簡、さらにセイ (Jean-Baptiste Say 1767-1832) の『経済学概論』第 2 版を主な一次文献として使用する。

以下、まず第 II 節で第 29 章の論理とそこでのリカードウの主張を整理する。第 III 節では第 17 章や『公債制度論』におけるリカードウの公債制度批判の論理の確認を行い、第 29 章との関係性を明らかにする。最後に第 IV 節で本稿の総括を行う。

II 第 29 章の論理——利子負担のマクロ経済的視点

第 29 章「生産者が支払う租税」は『原理』初版から第 3 版を通じてもっとも少ない紙面が与えられており、そこでは『経済学概論』第 2 版でセイ (Say 1814, II, 342-43) が主張する生産者が政府に租税を「前払い」する不都合に焦点があてられる¹⁾。セイの挙げる「前払い」の不都合は 2 つあり、リカードウはそのうちそれが「きわめて限られた資本と信用しかもたない製造業者にとっては、しばしば相当な困難を伴う」ことには賛成するが、「生産者」の「租税の前払いの結果、この前払いに対する利潤」が消費者の負担となり、さらにそれが国庫の利益とならないことには反対する (Ricardo 1951-73, I, 379 / 訳 436)。

リカードウのセイに対する反論のうち、第 1 のものについては次のようになる。ある国家は 1 年間分の経費を期首に「ただちに (*immediately*)」徴収する。この費用は製造業者から徴収されるが、「前払い」の場合製造業者の商品は生産開始から 12 ヶ月後に完成・販売されるため、彼は商品販売が完了するまで租税分を調達することができない。このため富裕な製造業者は自己資金から租税を支払うが、他方で貧しい製造業者は資金の借入れによって租税支払いを実行する。後者の場合、製造業者は必要な額を期首時点で資金の貸手から調達することで政府への支払いを済まし、期末時点の商品販売から借入れの元本と利子を回収し、貸手に返済を行う。さて、製造業者は租税を「前払い」するのでそれは利潤を生じ商品価格の追加的な上昇をもたらすが、ここで消費者は「1 つの実質的利益」を得る。なぜなら、彼は製造業者に資金の貸付を行うことで利子収入を得ることが可能となるからである。したがって、「前払いに対する利潤」はマクロ経済的視点では利子収入により相殺され、消費者の実質的な負担はゼロとなる (Ricardo 1951-73, I, 379-80 / 訳 436-37; 強調は原文のまま)。

第 2 の反対論については、数値例を用いた「前払い」と「後払い」の比較によりその説明がなされる。各ケースにおいて国家は期首に 1,000 ポンドを必要とすると仮定され、「後払い」の場合、政府は期首に利付国庫証券 (Exchequer bill) を発行して資金調達を調達し、製造業者は期末時点で政府に対して国庫証券の元本と利子の支払いを行う。なお、借入れ利子率は政府と民間どちらも 5%となる。数値例では「前払い」と「後払い」にかかわらず商品価格は租税支払いに関連して 1,100 ポンド上昇し、1,000 ポンドの租税は最終的に 10% 分増加することになる²⁾。これより、各ケースでの 1,100 ポンドの内訳は次のようになる。

「後払い」の場合、その内訳は租税 1,000 ポンド（国庫証券元本）と国庫証券利子 50 ポンド、さらに利潤 50 ポンドとなり、「前払い」の内訳は、租税 1,000 ポンド（民間借入元本）と民間借入れ利子 50 ポンド、加えて利潤 50 ポンドとなる。製造業者はどちらの場合も「通常利潤を超える」50 ポンド分を獲得し、商品価格への総追加額が 1,100 ポンドとなるため、ここでこれら 2 つのケースは製造業者と消費者にとって無差別となる。とはいえ、「前払い」の場合国庫証券が発行されないため利子分の課税が生じず、国庫は節約という利益を得ることになる（Ricardo 1951-73, I, 380 / 訳 437）³⁾。

これより、第 29 章の表面上の結論は以下のように要約できる。すなわち、リカードウはセイが挙げる「前払い」の不都合の 1 つには賛同するので、「後払い」には「前払い」に対する部分的な利点があることを容認する。けれども、彼は「前払い」自体がよくないものとは考えていない、というのもそれはセイが述べるような「不都合」を伴わないからである。ここでの結論はただ、「前払い」と「後払い」はほぼ同程度に望ましいということであろう。

では、リカードウが「前払い」の不都合を反駁することを決意した動機とは一体何だったのだろうか。これについてはおそらく、「前払い」の民間借入れによって生じる利子を消費者が負担しないという論理が大きく関係する。「後払い」ではなく「前払い」が選択されることで確かに国庫証券の利子は節約される。とはいえ、当該章の例では後者の場合に民間借入れの利子が存在するため、生産者や消費者に対する実質的な差異はない。だとすれば、第 29 章の説明のうちリカードウがより大きな重要性を見出すのは民間の利子に関するマクロ経済的中立作用にあるように思える。こうした論点を踏まえ、次節でわれわれは第 29 章で説明される利子の中立論理が、リカードウの公債制度批判の論理とどのように関係するかを検討する。

III リカードウの公債制度批判

第 17 章や『公債制度論』において、リカードウは政府が国家の経常費ないし戦費を徴収する際それを課税制度と公債制度のどちらで賄う方が社会全体の利益となるかについて考察する。これらの諸制度が納税者に及ぼす影響は理論上等価となる、しかしながら実際にこうしたことは成立しない。というのも、現実の納税者たちは課税と国債が等価だと認識できない「公債錯覚」に陥ってしまうからである⁴⁾。彼らは、政府収入が租税で一括徴収されるならその分を自らの所得から適切に節約するが、それが国債発行により賄われるのであれば、毎年徴収される国債の利子分だけしか節約せず、元本分の節約を怠ってしまう。したがって、納税者たちが後者の制度から実際生じるところの負担分の一部しか消費を抑制せずに消費行動を継続することで、一国の資本が減少を強いられることとなり、国債よりも課税による財源の調達が望ましくなる（益永 1999, 47-8）⁵⁾。

以上が先行研究で明らかにされるリカードウの公債制度批判についての主要な見解であ

るが、そこでは課税制度に対してあまり触れられていない側面がある。注目すべきことに、リカードウはこの制度に言及する際納税者が他者からの借金によって政府に支払いを行うことに言及しており⁶⁾、さらに、各種の証言や仮定を踏まえると、こうした借入れを行う納税者が主として生産者であると想定されるようにみえる⁷⁾。もしこれが正しければ、ここでの議論には第 29 章の「前払い」の仮定を適用できるだろう。すなわち、租税を要求される生産者は借入れによって得た資金を政府に支払うため、生産される商品には借入れ元本とその利子分が価格に追加される。とはいえ、商品購入者は後者の価格上昇分に対してマクロ的な利子の中立作用によりその負担を免れることができる。これはまさしく、リカードウが国債の利子について説明する際の、利子が納税者と利子取得者間での単なる移動にすぎないという論理と表裏一体をなす⁸⁾。というのも、第 29 章の例において、「前払い」時の借入れ利子は最終的に利子を負担する消費者からその受取人へと移動するにすぎないからである。

では、『原理』初版出版時に仮に生産者の租税支払いによって消費者が不利益を被るという見解が流布すれば、どのような事態が起こりうるだろうか。おそらく、公債錯覚によって課税制度が公債制度よりも望ましいというリカードウの主張には疑問の声が上げられるであろう。なぜなら、人々は後者の場合だけでなく、前者の場合においても社会に対する不利益が生ずると考えてしまうからである。だとすれば、リカードウがこうした事態を回避するため、これに関する適切な論理を改めて論じることには大きな意味があるといえよう。

IV おわりに

『原理』第 29 章の論理は難解だが、そこでの主要な論点として、租税の「前払い」から生じる利潤による商品価格上昇が、消費者らの資金貸出しを通じた利子収入取得のため彼らの負担とならないことを挙げるのは可能だろう。当該章はもともとセイ批判が主軸に添えられているが、そこでの主張はそれだけではなく、リカードウの公債制度批判ともつながっていたのである。

第 17 章や『公債制度論』で指摘される納税者の公債錯覚という公債制度の欠点は、確かにリカードウの課税と国債の不等価関係を示す際の非常に重要な要因となる。ところが、こうした関係性は課税制度における生産者の借入れ利子の影響が社会全体で中立となるからこそ保たれるのであり、そうならない場合、彼の主張は必ずしも合理的とは言えなくなってしまう。しかしながら、リカードウが第 29 章で示すようにこうした利子作用はマクロ経済では中立となるのであり、彼の課税と国債に関する論理は適切に主張されることができ、第 29 章の論理はリカードウが公債制度批判を行うためになくしてはならないのであり、これよりわれわれは前者が後者に対しかに重要であるかを理解できるだろう。

『原理』初版出版時、すでにナポレオン戦争は終結していたが、それでも当時のイギリ

スは度重なる戦争のために莫大な負債を抱えていた。リカードウはこうした事態を危惧し、一刻も早くすべての国債を償還する重要性を感じていたのである (Ricardo 1951-73, I, 247-48 / 訳 286-87)。彼の公債制度批判はこうした実社会を反映するものと考えられ、それを支える論理に対し大きな注意が払われるのはごく自然なことであろう。だとすれば、リカードウが『原理』初版出版前にセイの著作を改めて読み返し、そこで「前払い」の不都合を目にした彼が課税と国債の論理に対し誤解を与えるものを反駁するため、第 17 章の補論章として第 29 章を書き加えたと結論することができよう⁹⁾。

注

- 1) ここで租税の「前払い」とは生産者が政府に対して期首時点で租税を支払うことであり、反対にその「後払い」は生産者の政府への租税支払いが期末時点でなされることを意味する。
- 2) シャウプ (1960, 198-99) は第 29 章では民間と政府の借入れ利子が 5% で、製造業者はこれらを上回る 5% を租税の「非効率性」に対してか、あるいは「きわめて限られた資本と信用」をもつ製造業者の維持のために商品価格に課すと考える。また、佐藤 (2012, 45) はそこで「1,000 ポンドが 1,100 ポンドに増大していくという、年率 10 パーセントで拡大しつつある経済」が前提されると主張する。本研究はどちらかということシャウプの見解に近い、とはいえ、われわれの見解が一致するとは必ずしも断定できない。
- 3) リカードウは一国が貧しくなるのは「政府や諸個人の浪費や負債」のためであり、「したがって公私の節約を促進するのに適した手段は全て国家の貧窮を救済する」と主張する (Ricardo 1951-73, I, 246 / 訳 285)。このことから、租税の節約は国家にとっての利益であるといえるだろう。
- 4) 「公債錯覚とは、公債の発行にともなう将来の元金の返済と利子支払い義務によって必然的に生じるところの租税負担を、まったく知覚しないか、あるいは不完全にしか知覚しない場合をいう」(砂川 1991, 144)。
- 5) これについては、第 17 章 (Ricardo 1951-73, I, 244-47 / 訳 282-86) や『公債制度論』(Ricardo 1951-73, IV, 185-90 / 訳 226-31) を見よ。
- 6) リカードウは政府がその支出を課税により 1 度に徴収する場合、「1 個人は...1 度限り 2,000 ポンドを支払うことを余儀なくされたかもしれない。また、この人にとっては、彼自身の基金からより大きな額をさくよりも、むしろこの 2,000 ポンドを借りて、貸手に利子として年額 100 ポンドを支払う方が、彼にとって好都合であるかもしれない」と主張する (Ricardo 1951-73, I, 245 / 訳 282-83)。後半の文章から、ここで彼はどちらかということ租税支払いを借入れで行うことがのぞましいと考えていることがわかる。したがって、以降は主として民間借入れによって租税支払いがなされるという想定の下で議論を進める。
- 7) 「戦争を支える目的あるいは国家の経常費のために一国に賦課され、主として (*chiefly*) 不生産的労働者の維持に向けられる租税は、その国の生産的産業から徴収される」(Ricardo 1951-73, I, 244 / 訳 282; 強調は追加)。また、リカードウ課税論では基本的に労働者は租税を負担できないとされ (Ricardo 1951-73, I, 159 / 訳 185)、『公債制度論』ではこうした場合に借入れを強いられるのが製造業者や地主であると指摘される (Ricardo 1951-73, IV, 187-88 / 訳 228-29)。以上の証言や仮定を踏まえると次のように推測できる。第 1 に、担

税能力の不足により労働者は課税対象にならないことがわかり、第2に国家の経費が主に生産的産業から徴収されるので、浪費的階級である地主の地代に対する負担はあまり大きくないことがうかがえる。だとすれば、この場合に借入れを行う主要な納税者が生産者である可能性は高いと言えるだろう。

⁸⁾ リカードウは第17章で次のように述べる。政府収入のために2,000万ポンドの国債を発行する場合、「この国債の利子を支払うために租税によって徴収される年額100万ポンドは、単にそれを支払う人々から受け取る人々へ、すなわち納税者から国家の債権者へ移されるにすぎない」(Ricardo 1951-73, I, 244 / 訳 282)。

⁹⁾ 以上の結論は第29章が第17章の補論として執筆されたと主張する佐藤(2012)の見解を補完する。また、『原理』初版出版時における第29章執筆の背景については、1816年11月17日から1817年1月3日までのリカードウとジェームズ・ミルやマルサスとの手紙のやりとりを見よ。

参考文献

Ricardo, D. 1951-73. *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by P. Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb. 11 vols. Cambridge: Cambridge University Press. 日本語版「リカードウ全集」刊行委員会訳『リカードウ全集』(全11巻)雄松堂, 1969-99.

Say, J. -B. 1814. *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, 2^e éd., 2 vols. Paris: Antoine-Augustin Renouard.

Shoup, C. S. 1960. *Ricardo on Taxation*. New York: Columbia University Press.

佐藤滋正, 2012. 『リカードウ価格論の展開』日本評論社.

益永 淳, 1999. 「D. リカードウ『公債制度論』の論理構造——「等価定理」の政治的意味——」『経済学史学会年報』37: 44-56.

* その他の参考文献については、当日会場にて配布いたします